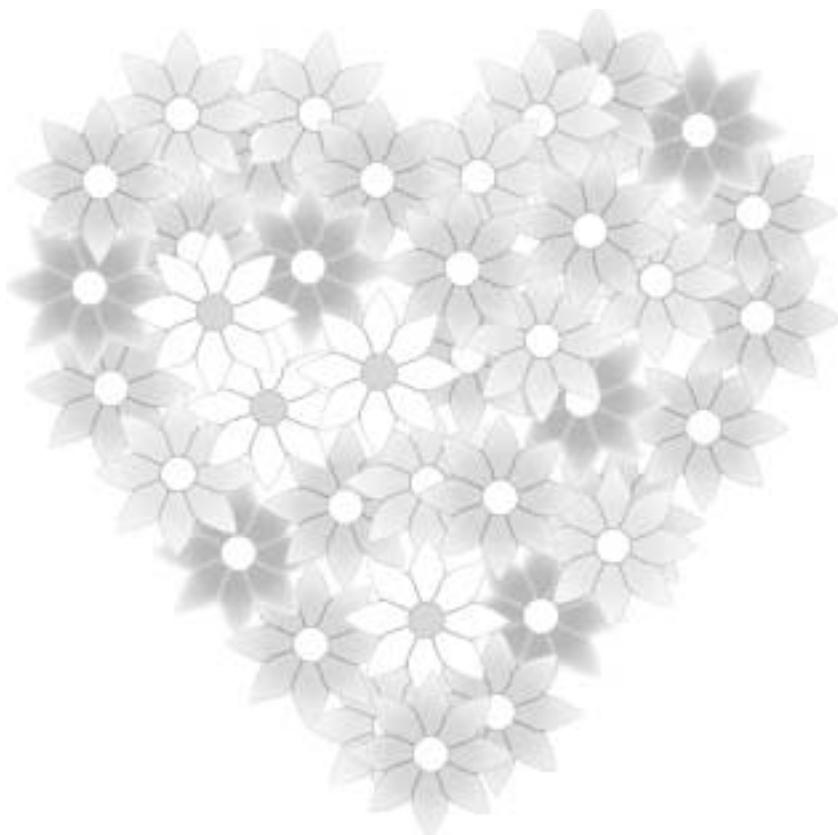


ふみ みやこ  
**「文の京」ハートフルプラン**

文京区地域福祉計画

平成15年度～平成19年度



文 京 区

## 「文の京」ハートフルプラン

たくさんのあたたかい心、地域の支え合いが、人々の幸せを育み、真の「地域福祉」を推し進めます。

「文の京」が、あたたかい心あふれる地域となるよう、地域福祉計画と介護保険事業計画を総称し『「文の京」ハートフルプラン』と名づけました。

# まえがき



この度、文京区地域福祉計画を改定し、名称も新たに『「文の京」ハートフルプラン 文京区地域福祉計画』といたしました。

この計画は、平成12年4月に介護保険制度が導入され、その後社会福祉基礎構造改革を推進する法改正が行われてのち初めての改定となるものです。

また、本区では、平成13年7月に区政運営の基本となる基本構想を見直し、新たな時代の区民ニーズに対応できるものとして策定いたしました。

こうした状況を踏まえ、改定にあたっては、利用者本位の新しい福祉を実現する「ネクストステージ（新しい段階）」の計画となることを目指しました。そして、地域の方々のあたたかい支え合いにより、真の地域福祉を推し進めたいという願いを計画の名称に込めております。

もとより、この計画は、区が策定する行政計画ですが、「文京区地域福祉推進協議会」で十分にご協議いただき、また、多くの区民の方々から寄せられたご意見ご要望についても、極力取り入れました。区民参画のもとに、区と区民の協働の成果と言えるものと思います。

とりわけ、学識経験者、関係団体の代表、公募区民等広範な方々を委員とし、仲村優一先生を会長とする「文京区地域福祉推進協議会」では、大変ご熱心な審議、意見具申をいただき、心より感謝申し上げます。今後は、引き続き計画の進行管理にもあたっていただき、計画に盛り込まれた課題や施策の実施についてのご協議をお願いすることとしております。

このように、計画を作る過程、実施する過程、また、計画に盛り込まれた地域福祉の推進そのものの具現化において、区と区民の方々とのパートナーシップが図られるものとなっております。

地域福祉を推進するためには、行政、区民、N P O、ボランティア、事業者等多様な主体が、各々の役割を担って課題に取り組んでいく必要があります。「文の京」において「だれもが安心してその人らしく、自立した地域生活が営めるよう、必要な福祉サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う住民主体の地域づくりを目指す。」というこの計画の基本目標を実現するため、多くの皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成15年3月

文京区長

煙山 力

# 目 次

<b>第 1 章 計画の改定にあたって</b>	4
1 計画改定の趣旨	4
2 計画改定の背景	4
3 計画改定の検討体制	6
4 計画の構成	7
5 計画の性格・位置づけ	7
6 計画の期間	8
7 計画の進行管理	8
<b>第 2 章 計画の考え方</b>	9
1 基本理念	9
2 基本目標	10
<b>第 3 章 地域福祉の現状と課題</b>	11
1 文京区の地域特性	11
(1) 地域環境	11
(2) 少子・高齢化の現状と将来推計	11
(3) 世帯状況の変化	12
(4) 子どもの現状	13
(5) 高齢者の現状	19
(6) 障害者（児）の現状	24
2 地域福祉関連施設等の現状	28
地域福祉関連施設等の分布図	30

3 地域の福祉活動等の現状 .....	32
4 地域福祉の重点課題に対する取り組み .....	35
(1) 子育て支援体制の構築 .....	35
(2) 痴呆性高齢者対策と介護予防の推進 .....	36
(3) 介護サービスの基盤整備 .....	37
(4) 支援費制度への移行・推進 .....	38
(5) 障害者福祉施設の整備 .....	39
(6) 区民参画による福祉の地域づくり .....	39
(7) 福祉サービスの利用者の利益保護への取り組み .....	41
<b>第4章 計画事業と目標 .....</b>	<b>42</b>
1 子育て支援計画 .....	42
2 高齢者計画 .....	56
3 障害者計画 .....	70
4 保健計画 .....	82
5 地域福祉の推進 .....	89
※ 体系図の一覧 .....	98
<b>第5章 計画推進のために .....</b>	<b>100</b>
<b>資料編 .....</b>	<b>101</b>
1 策定体制 .....	101
2 策定経過 .....	111

# 第1章 計画の改定にあたって

## 1 計画改定の趣旨

- 介護保険制度の導入に続き、平成12年6月に福祉の基本法である社会福祉事業法が制定後50年にして大きく改正され、名称も「社会福祉法」と改められました。「社会福祉法」においては、地域福祉の推進が重要なものとして位置づけられ、区市町村が「地域福祉計画」を都道府県が「地域福祉支援計画」を策定することとなりました。
- また、本区においては、社会情勢の変化に対応するものとして、平成13年7月に、区政運営の最も基本となる「文京区基本構想」を新たに策定しています。
- 現行の「文京区地域福祉計画」は、「文京区介護保険事業計画」策定に合わせて、計画期間を5年間とし3年ごとに見直すとしています。今回の改定においては、「社会福祉法」に規定する市町村「地域福祉計画」となるよう、また、「文京区基本構想」に即し、「基本構想実施計画」と整合するよう、内容を改定するものです。

## 2 計画改定の背景

- わが国の社会福祉は、戦後の復興期に生活困窮者が急増する中で、そうした人々を保護救済することを目的に制度化され、経済成長に合わせる形で発展を遂げてきました。
- しかし、生活水準の向上、少子・高齢化の進展、家庭機能の変容、経済状況の変化等、社会を取り巻く環境変化に伴い、ケアやサービスを必要とする人々が拡大するにつれ、社会福祉の課題が普遍化し、仕組みそのものの見直しを迫られるようになってきました。
- 行政主導の仕組みである措置制度の限界や問題を解消するため、新たな仕組みづくりへの機運が高まり、自立支援の観点から、社会連帯の下に利

用者主体の福祉システムの構築が求められ、社会福祉基礎構造改革を図るための法改正を行い「社会福祉法」の施行に至ったものです。

- 「社会福祉法」では、第一条の「目的」において福祉サービスの利用者の利益の保護と地域における社会福祉の推進を掲げています。また、第3条では、「福祉サービスの基本理念」として個人の尊厳の保持や自立の支援、第6条では、「福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務」が規定されています。

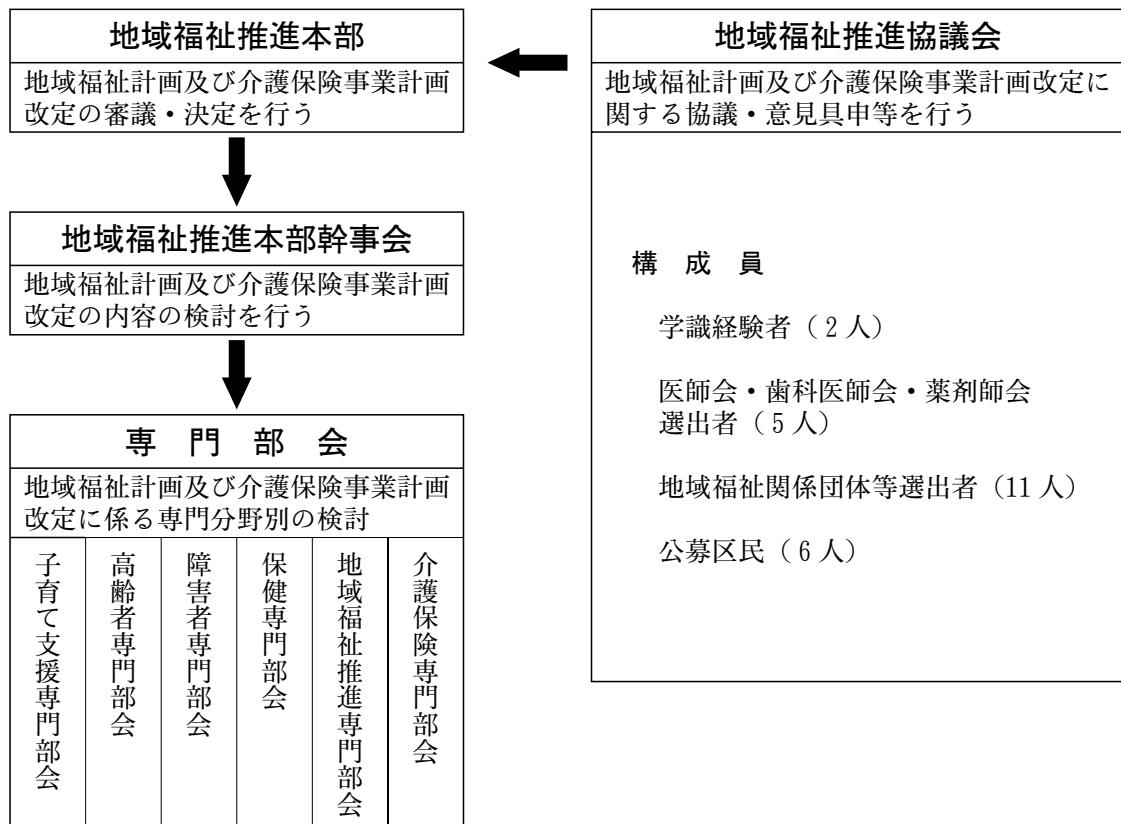
こうした法の精神である基本事項を踏まえ、地域福祉計画においてはそれらの具体化、施策化を図っていくこととしています。

- また、地域における社会福祉を推進するため、「社会福祉法」には新たに地域福祉の推進に関する章が設けられています。多様な福祉ニーズに十分に答えるためには、身近な地域において、地域住民、社会福祉協議会、ボランティア等、民間組織の積極的な参画や相互の連携を深め、住民相互で支え合うことの出来る仕組みづくりを進めることが地域福祉の推進に重要であるとの考えによるものです。
- 一方、東京都においては、大都市の特性を踏まえながら、全国に先駆けて福祉改革をリードするため、平成12年度の「福祉改革推進プラン」に続き、平成13年度末には、更に改革のコンセプトを発展、具体化した「TOKYO 福祉改革 STEP 2」を打ち出し、新たな施策展開へのシフトを進めています。都区の役割分担、協働、協力の観点から都の福祉改革の動きに十分留意した取り組みが必要と考えています。
- また、今回の改定における最も重要なことは、文京区基本構想を貫く理念である「個人の尊厳の尊重」「自立支援」「対等な関係と協力」「区民参画」をこの地域福祉計画においても、的確に具現していくことであると捉えています。

### 3 計画改定の検討体制

地域福祉推進本部の下に、幹事会及び6つの専門部会を設置して計画改定の検討を行い、学識経験者、地域福祉に関連の深い団体の代表、地域福祉に関わりをもった公募の区民等の広範囲な委員からなる地域福祉推進協議会で、十分な協議をいただくとともにパブリック・コメント\*等を十分に取り入れて改定を行いました。(図1)

図1 検討体制の組織図



\*計画文中の\*印のある用語については、下のように最初に該当用語が出てくる頁の欄外で、その用語の説明をしています。

**パブリック・コメント** 行政が重要事項について最終決定をする前に、必要な情報と共に素案を公表し、それに対する市民・事業者などの意見・異見を求め、それを勘案して最終決定をする意思決定システム

## 4 計画の構成

- 計画全般にわたる考え方や理念、目標等、及び地域福祉の現状や課題等を取りまとめた総論部分と、主として対象者ごとに設定した分野別の計画部分で構成しています。
- 分野別の計画部分は、対象者別の「子育て支援計画」、「高齢者計画」、「障害者計画」に加えて、地域福祉と関連性の高い「保健計画」、及びすべての分野に共通するものや、いずれの分野にも位置づけにくい地域福祉全般にかかわる施策等を取りまとめた「地域福祉の推進」の5分野で構成しています。
- なお、「保健計画」については、改定前では、保健サービスの充実と健康づくりの推進を対象領域として、体系図を作成し、計画事業等を取り上げていました。  
今回の改定では、健康づくりの推進については、新たに「健康ぶんきょう21\*」を策定することとなったため、地域福祉計画では体系図のみを表示することにとどめました。

## 5 計画の性格・位置づけ

- 地域福祉計画は、本区の福祉を推進するための基本となる総合計画として策定しているもので、東京都が平成3年1月に策定した「地域福祉推進計画」で示した、「三相の計画」のひとつである地域福祉計画に相当するものとして、平成5年度に初めて策定し、平成8年度と平成11年度に改定してきたものです。
- そして、本計画は「老人保健福祉計画」、「障害者計画」、地方版エンゼルプランである「児童育成計画」の性格を併せ持ったものとしています。  
また、「社会福祉法」に規定されている市町村「地域福祉計画」にも位置づけられる計画として策定しています。

---

健康ぶんきょう21 文京区基本構想に掲げている「すべての区民の健康づくりを進める」ための施策として、生活習慣病の予防や寝たきりにならない状態で生活できる期間の延長を目指した、区民の健康づくりを具体化する計画

## **6 計画の期間**

介護保険事業計画の計画期間設定に合わせて、5年間の計画期間とし3年ごとに見直し改定します。したがって、本計画は、平成15年度から19年度までの5年間を計画期間とし、平成17年度に見直しを行います。

なお、「社会福祉法」に規定する市町村「地域福祉計画」の計画期間については、策定に向けて社会保障審議会福祉部会で示された、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」において、他の計画との調整が必要であることから、概ね5年とし、3年で見直すことが適当であるとされています。

## **7 計画の進行管理**

地域福祉計画の進捗状況については、地域福祉推進協議会に報告し、区民参画による進行管理を行います。

# 第2章 計画の考え方

## 1 基本理念

文京区における地域福祉推進の基本理念を次のように掲げました。

### (1) 人間性の尊重

だれもが、人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が損なわれない地域社会を目指します。

### (2) 自立の支援

だれもが、自分の意思にもとづき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

### (3) 共に生きる地域社会の構築

だれもが、ノーマライゼーション\* の理念にもとづき主体的に社会参加し、世代を超えて相互に理解・協力しあい、共に生きることのできる地域社会を作ることを目指します。

### (4) 区民参画の推進

区民一人ひとりが、自ら主体的に参画し、協働して地域福祉の推進にあたれるよう、区民参画を推進します。

### (5) 男女平等参画の推進

男女が互いの人権や個性を尊重し、社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かに生き生きと暮らせる地域社会を目指します。

---

ノーマライゼーション 障害のある人もない人も、児童も高齢者も、すべての人が普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、ともに認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、またその考え方

## 2 基本目標

だれもが安心してその人らしく、自立した地域生活  
が営めるよう、必要な福祉サービスを自らの選択によ  
り利用でき、互いに支え合う住民主体の地域づくりを  
目指す。

